

銀座街づくり会議

〒104-0061 東京都中央区銀座4丁目6-1 銀座三和ビル3F

PHONE: 03-3567-1535 ● FAX: 03-3563-0236 ● <http://www.ginza.jp/ga-tpc>

● このNEWS LETTERは、全銀座会会員、銀座街づくり会議関係者の方々にお送りしています●

これまで継続的にお知らせしてきたとおり、銀座街づくり会議では中央区とともに、地区計画「銀座ルール」の見直しをすすめてきました。このたび、その案が中央区

で正式に決定・施行されました。また、同時に銀座では銀座デザイン協議会を立ち上げ、協議型まちづくりが始まります。

新しい地区計画「銀座ルール」が施行されました

銀座街づくり会議と中央区はおよそ2年にわたって、1998年にできた地区計画「銀座ルール」の見直しについて議論してきました。

銀座街づくり会議を窓口として話し合ってきた銀座地域の意向を取り入れて、中央区は地区計画と条例を以下のように改正し、10月16日(月)より施行されます。

改正内容は以下のとおりです。①屋上工作物を含む高さ制限の導入。屋上工作物をもうける場合には、建築物の最高高さ制限に10mを加えたものとする。②大規模開発に対する高さ制限の除外規定(特定街区と総合設計)を廃止する。ただし、昭和通り沿道およびその東側については、文化等の維持・継承に寄与する大規模開発に限り、特例を認める。③2以上の容積率区域にまたがる敷地については最大容積率区域の最高高さ制限を適用する。④都市再生法を活用する建築物については、都市再生特別地区の都市計画で定める容積率の最高限度を適用する。

改正の詳細い内容については中央区ホームページをごらんください。

《四之部連合町会・街づくり委員会の設立》

四之部連合町会の街づくり委員会が発足しました。この地域は、地区計画によって商業・住居複合地区と位置づけられ、今回の改正によって「文化等の維持・継承」に寄与すれば大規模開発が可能な地域です。

この地域独自の文化とは何か。また住居と街との関係などを、これから議論していきます。

(2) 大規模開発に対する高さ制限の見直し



特例を認める区域(ア地区)の計画図

中央区ホームページより「銀座地区計画見直しについて」

協議型まちづくりが始まります

地区計画・条例改正とともに、銀座では銀座デザイン協議会を立ち上げます。協議会は、銀座街づくり会議の活動の一環としてとして位置付きます。

銀座デザイン協議会とは、具体的に何をするとところでしょうか?

たとえば、ある通りに新規建築物が建つことになったとします。するとその新規建築物を建てる人は、中央区にプランを持ち込みます。中央区ではその建築物が地区計画「銀座ルール」にのっとっているかどうかを判断します。そのうえで、デザイン協議会では、その案件が銀座まちづくりの精神にふさわしいかどうか、デザインが銀座らしいかどうか、銀座のまちに貢献をしてくれるかどうか、等を開発事業者と話し合い、もしそうでなければ、銀座らしいものにしてほしいとお願いし、開発業者と話し合います。同様のことを、屋上工作物、広告などについても行うことになります。

デザイン協議会の人選については、当面は銀座街づくり会議を中心にしたメンバーがコアメンバーとなりますが、全銀座会を通じて銀座全体の総意をくめるよう工夫し、案件に応じて地元(全銀座会、各通り会や町会)のメンバーが参加するかたちを検討しています。また専門家・学識経験者にもメンバーとして入っていただきます。くわしいしくみは現在検討中です。決まり次第お知らせします。

西並木通り会・街づくり勉強会

西並木通り会では、2回にわたって街づくり勉強会を開催しました。第1回目は、7月24日「銀座・激動の始まり—我々はどうすべきか」。第2回目は、9月27日「動き出した銀座—自らの力で町を築く為のデザインガイドライン」。いずれも、蓑原敬さん(都市プランナー)、小林博人さん(慶応義塾大学助教授)をむかえ、70名以上の方々が集まり熱心にお話を聞きました。